地域安全ニュース　第３６４号

ふれあい

令和8年
7月号

発行者：袖ケ浦市防犯協会
（木更津警察署生活安全課内）
☎0438－23－8231

痴漢撲滅キャンペーン

6月1 1日（木）袖ケ浦駅において、木更津警察署員、袖ヶ浦高校ボランティア同好会の生徒さん、防犯指導員、市役所職員、木更津警察署少年警察ボランティア連絡会の方々とともに、痴漢等の被害に遭わないように、通勤通学の女性に対して、啓発物資を手渡しながら注意を促しました。

袖ヶ浦高校の生徒さんは、登校前の早い時間にも関わらず一生懸命声かけをして頑張っていました。

なつやすみ

夏休み中の子どもたちは、開放的になり、警戒心も薄れがちになることから、思わぬ事件事故に巻き込まれる可能性があります。遅くまで遊んでいる子どもを見かけたら地域の皆さんで声かけをお願いします。

夏の交通安全運動

《期間》　7月10日(金)から7月19日(日)
《スローガン》　ヘルメット　命のお守り　忘れずに

あなたの地区内の主な盗難被害の発生状況
（令和8年1月～5月(防犯協会調べ)）

	忍び込み	空き巣	事務所荒し	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	車上狙い	ひったくり	合計
昭和地区	0	2	0	0	0	11	1	0	14
長浦地区	0	0	0	1	0	5	4	0	10
根形地区	0	1	0	0	0	0	0	0	1
平岡地区	0	0	1	0	0	0	0	0	1
中富地区	0	1	0	0	0	2	0	0	3

7月の移動交番開設予定表

日(曜日)	場所	時間
7月　2日(木)	長浦交流センター	13:00~14:30
7月　6日(月)	臨海スポーツセンター	13:00~14:30
7月　7日(火)	昭和交流センター	13:00~14:30
7月14日(火)	平川交流センター	13:00~14:30
7月21日(火)	袖ケ浦公園	9:30~11:00

事件・事故等の発生や気象条件等により変更になる場合がありますので、詳細は木更津警察署地域課にお問い合わせください。
木更津警察署　0438(22)0110(代表)

６月は、あなたのまわりに こんな 犯罪 交通事故 がおきています。

木更津警察署
袖ケ浦駅前交番
袖ケ浦市防犯協会

お知らせ

自転車盗難防止対策をしっかりしましょう！

◎施錠なしで被害に遭っていますので、必ず施錠しましょう。

◎ツーロックで犯行を断念させましょう。

◎決められた場所にとめましょう。

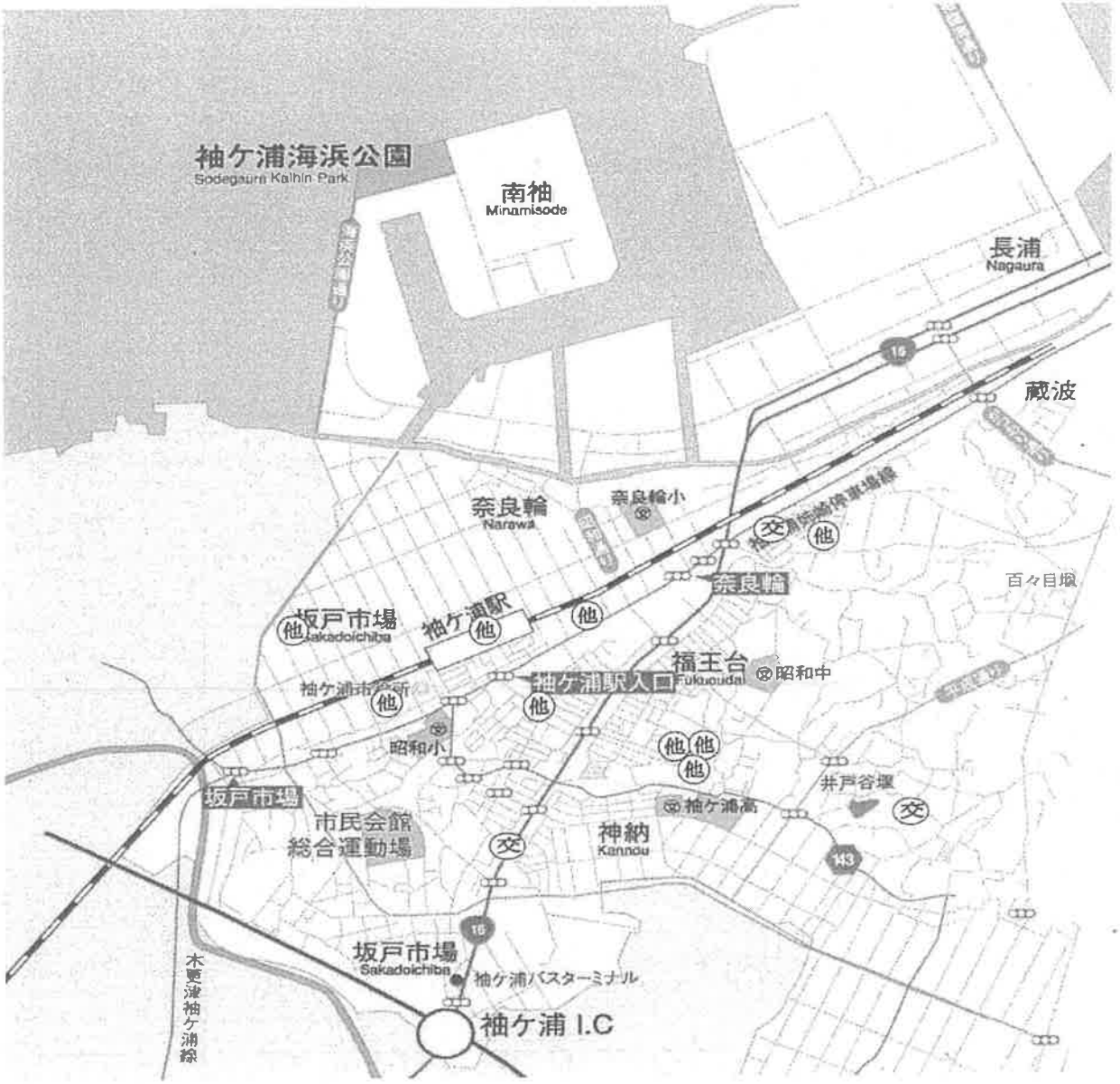

6月の発生件数			
(い) 居あき 家人が在宅している時入るドロボウ	(む) 事務所荒し 会社・ビルなどの事務所を荒すドロボウ	(あ) 空き巣 家人がルスの時入るドロボウ	(し) 忍び込み 家人が寝静まった時入るドロボウ
0	0	0	0
(ね) 車上狙い 自動車の車内に置いてある品物を狙うドロボウ	(自) 自転車盗 自転車ドロボウ	(オ) オートバイ盗 オートバイドロボウ	(車) 自動車盗 自動車ドロボウ
0	0	0	0
(交) 交通事故 人身事故	(他) その他の事件 自動販売機荒らし等	(ひ) ひったくり ハンドバック等を路上でひったくるドロボウ	合計
3	9	0	12

６月は、あなたのまわりに こんな犯罪 がおきています。

交通事故

木更津警察署
長浦駅前交番
袖ケ浦市防犯協会

お知らせ

自転車盗難防止対策をしっかりしましょう！

◎ 施錠なしで被害に遭っていますので、必ず施錠しましょう。

◎ ツーロックで犯行を断念させましょう。

◎ 決められた場所にとめましょう。

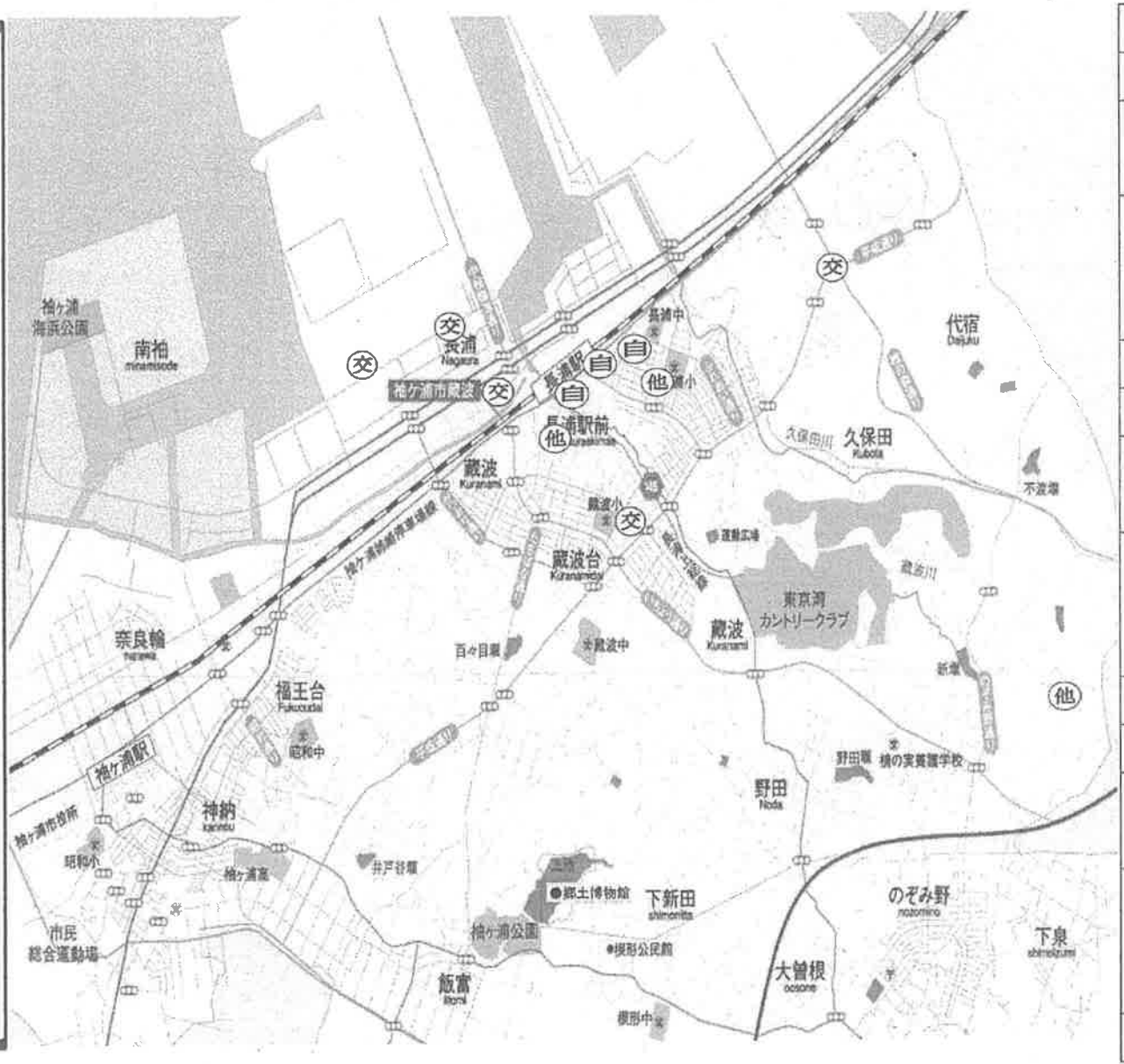

6月の発生件数			
(い)	(む)	(あ)	(し)
居あき 家人が在宅している時入るドロボウ	事務所荒し 会社・ビルなどの事務所を荒すドロボウ	空き巣 家人がルスの時入るドロボウ	忍び込み 家人が寝静まった時入るドロボウ
0	0	0	0
(ね)	(自)	(オ)	(車)
車上狙い 自動車の車内に置いてある品物を狙うドロボウ	自転車盗 自転車ドロボウ	オートバイ盗 オートバイドロボウ	自動車盗 自動車ドロボウ
0	3	0	0
(交)	(他)	(ひ)	合計
交通事故 人身事故	その他の事件 自動販売機荒らし等	ひったくり ハンドバック等を路上でひったくるドロボウ	
5	3	0	11

６月は、あなたのまわりに こんな犯罪 がおきています。

交通事故

木更津警察署
根形駐在所
袖ケ浦市防犯協会

お知らせ

自転車盗難防止対策をしっかりしましょう！

◎ 施錠なしで被害に遭っていますので、必ず施錠しましょう。

◎ ツーロックで犯行を断念させましょう。

◎ 決められた場所にとめましょう。

6月の発生件数			
㋑	㋺	㋩	㋥
居あき	事務所荒し	空き巣	忍び込み
家人が在宅している時入るドロボウ	会社・ビルなどの事務所を荒すドロボウ	家人がルスの時入るドロボウ	家人が寝静まった時入るドロボウ
0	0	0	0
㋔	㋕	㋖	㋗
車上狙い	自転車盗	オートバイ盗	自動車盗
自動車の室内に置いてある品物を狙うドロボウ	自転車ドロボウ	オートバイドロボウ	自動車ドロボウ
0	0	0	0
㋘	㋙	㋚	合計
交通事故	その他の事件	ひったくり	
人身事故	自動販売機荒らし等	ハンドバック等を路上でひったくるドロボウ	
0	3	0	3

６月は、あなたのまわりに こんな犯罪 がおきています。

交通事故

木更津警察署
平岡駐在所
袖ケ浦市防犯協会

お知らせ

自転車盗難防止対策をしっかりしましょう！

◎ 施錠なしで被害に遭っていますので、必ず施錠しましょう。

◎ ツーロックで犯行を断念させましょう。

◎ 決められた場所にとめましょう。

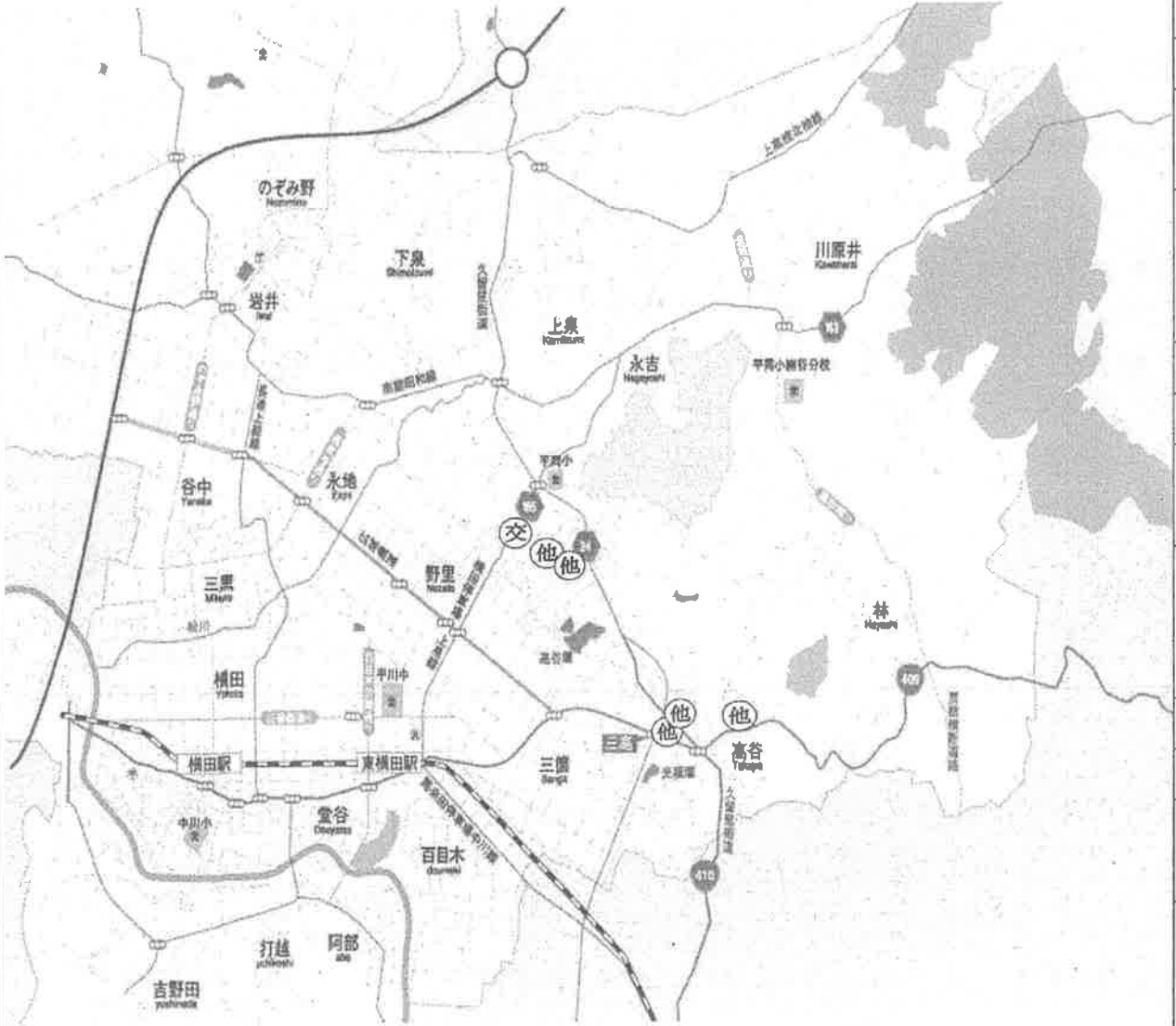

6月の発生件数			
い 居あき 家人が在宅している時入るドロボウ	む 事務所荒し 会社・ビルなどの事務所を荒すドロボウ	あ 空き巣 家人がルスの時入るドロボウ	し 忍び込み 家人が寝静まった時入るドロボウ
0	0	0	0
ね 車上狙い 自動車の室内に置いてある品物を狙うドロボウ	自 自転車盗 自転車ドロボウ	オ オートバイ盗 オートバイドロボウ	車 自動車盗 自動車ドロボウ
0	0	0	0
交 交通事故 人身事故	他 その他の事件 自動販売機荒らし等	ひ ひったくり ハンドバック等を路上でひったくるドロボウ	合計
1	5	0	6

６月は、あなたのまわりに こんな犯罪がおきています。

交通事故

木更津警察署
中川駐在所
袖ケ浦市防犯協会

お知らせ

自転車盗難防止対策をしっかりしましょう！

◎施錠なしで被害に遭っていますので、必ず施錠しましょう。

◎ツーロックで犯行を断念させましょう。

◎決められた場所にとめましょう。

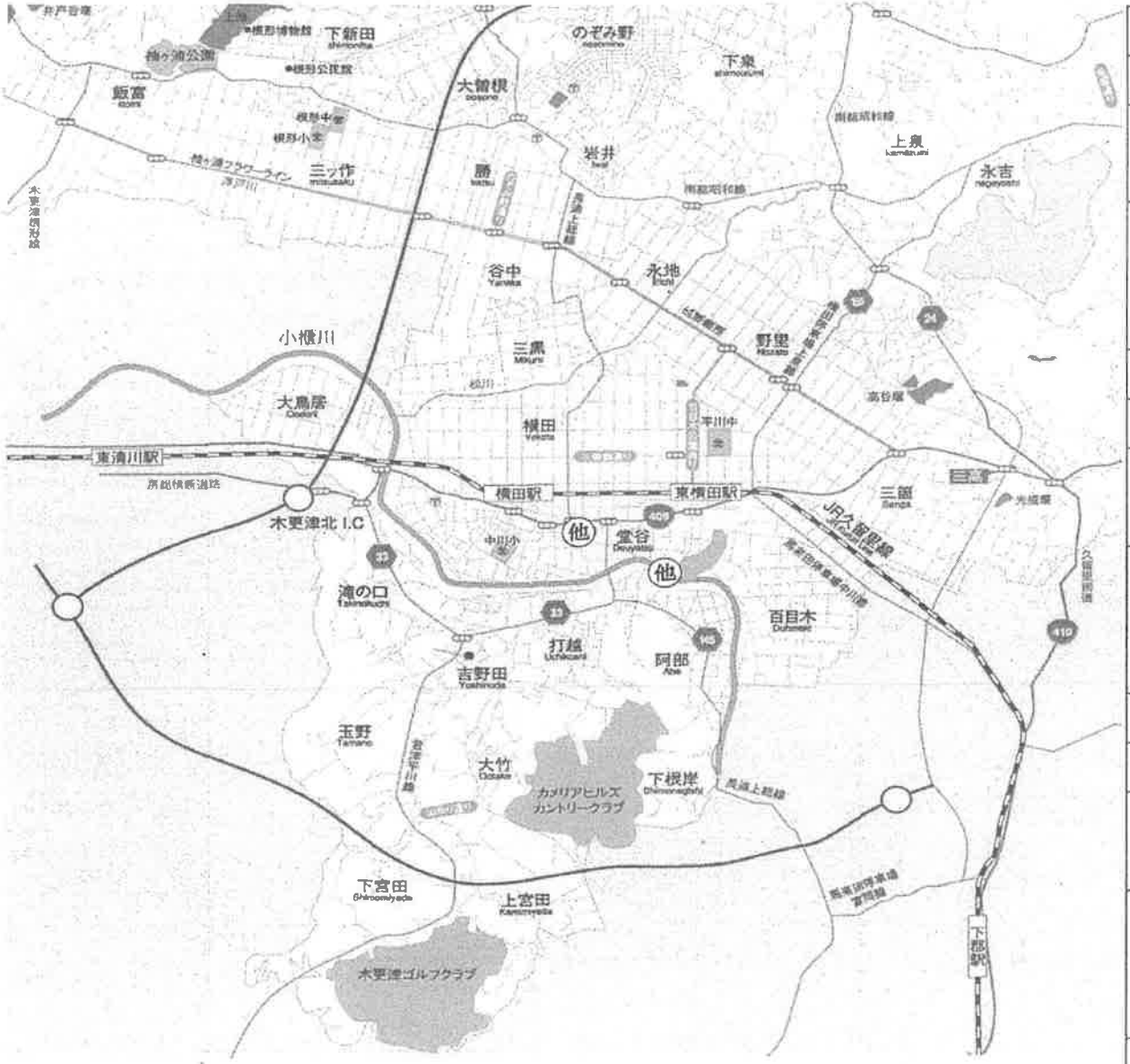

6月の発生件数			
(い)	(む)	(あ)	(し)
居あき	事務所荒し	空き巣	忍び込み
家人が在宅している時入るドロボウ	会社・ビルなどの事務所を荒すドロボウ	家人がルスの時入るドロボウ	家人が寝静まった時入るドロボウ
0	0	0	0
(ね)	(自)	(オ)	(車)
車上狙い	自転車盗	オートバイ盗	自動車盗
車両の車内に置いてある品物を狙うドロボウ	自転車ドロボウ	オートバイドロボウ	自動車ドロボウ
0	0	0	0
(交)	(他)	(ひ)	合計
交通事故	その他の事件	ひったくり	
人身事故	自動販売機荒らし等	ハンドバック等を路上でひったくるドロボウ	
0	2	0	2

参加者・出店者・出演者

大募集

みんなでつくる、笑顔があふれるアレワイサノサ。
皆様からのご応募お待ちしております！

募集内容

- 踊り連「袖ケ浦音頭」「袖ケ浦音頭Ⅱ」
- ステージパフォーマンス
- 飲食出店
- 体験ブース
- 企業ＰＲブース

申込方法

右記の二次元コードを読み取り電子フォームで申込、
または市役所などで配布している申込用紙の提出

申込期限

踊り連	8月31日（月）まで
ステージパフォーマンス・飲食・体験	7月31日（金）まで
企業ＰＲブース	8月　3日（月）まで

開催決定

第5回

そでがうらまつり アレワイサノサ

つどい、つながる、そでがうら。

青春が、もう一度やってくる。

2026.10.11 SUN

10:00 開演

（荒天中止・小雨決行）

in 袖ケ浦市役所

主催 そでがうらまつり実行委員会

後援 （一社）袖ケ浦市観光協会 / 袖ケ浦市商工会
袖ケ浦市工場連絡会 / 株式会社ベイエフエム

協力 株式会社シミズオクト

お問合せ先

そでがうらまつり実行委員会事務局
（袖ケ浦市役所商工観光課）

TEL：
0438-62-3465

MAIL：
sode19@city.sodegaura.chiba.jp

最新情報 LATEST NEWS

特設サイト　Instagram　X　応援団PRサイト

令和8年度企画展！
昭和100年記念企画

昭和100年 1926—2026

みんなの昭和 わが家の100年

7/4(土)~ 8/23(日)

休館日 月曜日、祝日の翌日
（月曜日が祝日の場合は開館し、翌日休館）
開館時間 9:00～17:00
（入館は16:30まで）

入場無料！

関連イベント
市民学芸員と「昭和」であそぼう！
8/2(日)
10:00～12:00
13:00～15:00

あの頃の自分に逢いに行こう！

袖ケ浦市郷土博物館

〒299-0255　千葉県袖ケ浦市下新田1133（袖ケ浦公園内）
TEL0438-63-0811　FAX0438-63-3693　E-Mail:sode65@city.sodegaura.chiba.jp

すべての家に歴史がある。すべての人生は歴史につながる。

昭和時代は、戦前戦中から戦後の復興・高度経済成長期を経てバブル経済の始まり頃まで続いた64年にもわたる長い時代です。

一口に昭和生まれと言っても、今年100歳を迎える方から30代後半まで幅広く、昭和の思い出の形も人それぞれでしょう。

今回の企画展は、博物館のボランティアである市民学芸員と協働で、昭和の思い出の品や思い入れを展示しました。たくさんの昭和の思い出の中には、みなさんの思い出と重なるものが、何か1つはあると思います。

遠いけれど懐かしい、あの日の自分を探しに出かけましょう。

Ⅰ戦時下の青春とくらし（ロビー展示）

戦時中に青春時代を過ごし、軍務で赴任した先で出会った人と結婚して幸せな家庭を築きながら、戦地に散った一人の青年の人生をたどります。

Ⅱ戦後復興から高度経済成長期へ イケイケの30年代

戦後の混乱を乗り越えて、高度経済成長期に突入していった30年代。昭和後半の文化、流行の始まりです。

・焼け野原から立ち上がれ
・ハイカラ家電にオシャレ雑貨
・あこがれのあれこれ

Ⅲいざなぎ景気がやってきた！ ノリノリの40年代

高度経済成長期がピークに達し、大阪万博などで盛り上がった40年代。テレビやマイカーなどが普及し、昭和47年には沖縄県が日本へ返還されました。

・いくつわかるかな？あの頃の○○
・昭和ファッション・ショー
・家族でお出かけ

ⅣオイルショックからバブルへGO！ ギラギラの50～60年代

オイルショックを乗り越えて、バブルへとつながる好景気の中で現在でもおなじみのいろいろな文化や商品が生まれていました。

・あの頃夢中だったアレ
・昭和最後の大騒ぎ

Ⅴ昭和のおうちにようこそ！

昭和のお茶の間や応接間を再現しました。
昭和時代にタイムスリップ！

関連イベント

展示解説会
7月4日(土)、8月2日(日)　11:00～

市民学芸員と「昭和」で遊ぼう！
8月2日(日)　10:00～12:00、13:00～15:00
会場：博物館研修室、ロビー他
市民学芸員と一緒に、竹馬・コマ回しなど、昭和の子どもの遊びを体験しよう！
★参加費無料　申し込み不要

令和8年度

千葉県市町村 交通災害共済

8月は一斉加入月間、家族そろってご加入を!!
加入申込みはお住まいの市役所・町村役場へ

令和8年8月31日までに加入申込みした場合の共済期間

令和8年9月1日から令和9年8月31日まで

（中途加入の場合の共済期間は、加入申込みをした日の翌日から令和9年8月31日まで）

安全・安心を願って…

8月中のお申込みであれば…

年会費 700円

（加入月により会費は異なります。）

見舞金 150万円

（最高）

※本共済は、自転車損害賠償保険ではありません。

ちば 交通安全

市役所・町村役場／千葉県市町村総合事務組合

加入できる方

① 加入申込みをする市町村の住民基本台帳に記載されている方
② ①の住民に扶養されている方で、加入申込みをする市町村以外に住んでいる方
(例えば、「東京に下宿している学生」等)
③ 市町村の職員及び職員と同居の親族

※ 学校等単位で加入する集団会員との重複加入にお気をつけください。

年会費 700円

加入申込日の翌日の属する月	会費の額
令和8年 9月	700円
10月	600円
11月	600円
12月	500円
令和9年 1月	500円
2月	400円
3月	300円
4月	300円
5月	200円
6月	200円
7月	100円
8月	100円

共済期間と会費

令和8年8月31日までに加入申込みした場合

◆令和8年9月1日から令和9年8月31日まで

(中途加入の場合、**加入申込みをした日の翌日**から**令和9年8月31日**まで)

●会費については、加入月により異なりますので、右上の表をご参照ください。

[申込書記入例]

① 千葉県市町村交通災害共済加入申込書 (兼会員台帳)
(市町村保管)

番号 (窓口) ※ (受付番号) ⑧

フリガナ	コウツウ タロウ	(住所) 市 町 村				
世帯主	(氏名) 交通 太郎	安全 町 安心 123番地 45				
会員氏名	生年月日	指定受取人	会員氏名	生年月日	指定受取人	
フリガナ コウツウ タロウ ① 交通 太郎	大 昭 平 令 ・ ・	交通花子	フリガナ コウツウ サブロウ ④ 交通 三郎	大 昭 平 令 22・4・2	交通太郎	
フリガナ コウツウ ハナコ ② 交通 花子	大 昭 平 令 ・ ・	交通太郎	フリガナ ⑤	大 昭 平 令 ・ ・		
フリガナ コウツウ ツギコ ③ 交通 次子	大 昭 平 令 ・ ・	交通太郎	フリガナ ⑥	大 昭 平 令 ・ ・		
共済会費 (1人700円)	4人 2,800円		受付 (会費領収印)	※		

[注意事項]

1.生年月日は、中学生以下 (平成23年4月2日以後生まれ) の方は必ず記入してください。
2.※印欄は記入しないでください。
3.指定受取人の住所が異なる場合は、余白に住所を記入してください。
4.指定受取人を指定しなかった場合又は会員に指定された受取人が死亡している場合は、下記の順位により、受取人が決定されます。

1. 配偶者	2. 会員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹	3. 会員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族	4. 左記以外の子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹

注意 交通事故にあったら、必ず警察署に事故の届出をしましょう。

交通事故にあったら、ただちに警察署に届け出て、後日自動車安全運転センターで交通事故証明書を発行してもらえるようにしてください。(自転車の単独事故の場合も同様です。)

被災した会員本人の名前が載っている交通事故証明書が得られない場合は、原則として見舞金の支給は受けられませんので、十分ご注意ください!!

対象となる交通事故とは(日本国内の事故のみ対象)

①**車両(自動車、オートバイ、自転車など)の交通事故による事故で、自動車安全運転センターから交通事故証明書**(原則として人身事故扱いとされたもの)が発行されたもの
②電車等の運行による事故で、警察署が証明したもの又は駅長等現場の責任を有する者の事故の事実を証明したもの
③車両の交通による事故(①の場合を除く)で、自賠責保険が支払われたもの又は救急車等の搬送証明書が得られるもの(見舞金の最高限度額3万円)

見舞金が支払われないもの

①会員の無免許運転、酒気帯び運転
②会員又は見舞金受取人の交通事故以外の犯罪行為
③会員の故意又は重大な過失
④地震、津波、噴火、内乱その他の異変
⑤再発、後遺症
⑥その他、ベビーカーや一輪車の単独事故など、上記に掲げる「対象となる交通事故」に該当しない事故

見舞金の請求について

死亡(交通事故による即死及び交通事故による傷害を原因として交通事故にあった日から1年以内に死亡したもの)の場合は速やかに、傷害の場合は※治ってから(**症状が固定した場合を含む。**)請求してください。**※症状固定後の後遺症の治療(形成術の施術等含む。)は対象となりません。**

ただし、次の場合は治る前でも、請求できます。
①交通事故の日から3か月を経過しても、その傷害が治らない場合
②生活保護法による保護を受けている場合

なお、交通事故により死亡した日、又は傷害が治った日(症状が固定した日)から2年を経過すると請求ができません。

見舞金を請求するときは

見舞金の請求は、加入申込みをした市役所・町村役場の交通災害共済担当の窓口で行うこととなります。

その際、交通事故証明書や診断書など、**発行に費用がかかる書類が必要**となりますので、**必要書類を揃える前に、まずは窓口に相談してください。**

下の表の書類を市役所・町村役場の交通災害共済担当の窓口に提出してください。

必要な書類＼見舞金の種別	傷害	死亡	身障	交通遺児
会員証(集団会員は不要)	○	○	○	○
交通事故証明書等※	○	○	○	○
診断書(交通災害共済用)※	○			
死亡診断書又は死体検案書		○		○
身体障害者手帳の写し			○	
身体障害者診断書の写し			○	
戸籍謄本				○
印鑑	○	○	○	○

※交通事故証明書や診断書は、原本を持参してください。
なお、その他の書類が必要となる場合もあります。

交通事故証明書等とは

①自動車などによる死傷事故の場合

会員の名前が載っている自動車安全運転センターの発行した人身事故扱いの交通事故証明書（会員の名前が載っていても物件事故扱いのものについては、この他に自賠責保険（自動車損害賠償保障法に基づく保険又は共済、いわゆる強制保険）の支払証明書又は救急車等の搬送証明書などが必要になります。）

②電車などによる死傷事故の場合

警察署の証明する書類又は駅長等現場の責任を有する者の事故の事実を証明する書類

③自動車などの事故で会員の名前が載っている交通事故証明書が得られない場合（物件事故扱いの事故で同乗者の場合等）

自賠責保険の支払証明書又は救急車等の搬送証明書（見舞金の最高限度額3万円）

診断書（交通災害共済用）とは

①医師又は歯科医師の発行する交通災害共済用診断書（用紙は市役所、町村役場などの窓口にあります。）

②柔道整復師（ほねつぎ、接骨）の発行する施術証明書（用紙は上記診断書用紙を修正してご使用ください。）

この場合、骨折又は脱きゅうに限りあらかじめ、**医師の同意書**（用紙は市役所、町村役場などの窓口にあります。）が必要になります。ただし、施術実日数が16日未満の応急手当の場合は、医師の同意書は必要ありません。

転居した場合について

共済加入後に加入申込みをした市町村以外に転居した場合でも、加入申込みをした市町村窓口で見舞金の請求をすることができます。この場合には、転居先の住民票の抄本等が必要になります。（転居後も共済期間中は、加入申込みをした市町村でのお取り扱いになります。）

共済見舞金

- ●死亡 ＝ 150万円
- ●傷害 ＝ 2万円～50万円（下表参照）
- ●身体障害（1級又は2級） ＝ 傷害見舞金のほかに50万円
- ●交通遺児 ＝ 交通遺児1人につき10万円

傷害見舞金等級表

傷害を受けた際の治療のための入院・通院した日数に応じた下表の額となります。

等級	入院の日数及び実際に通院して治療した日数（再発・後遺症は含まれません）	金額
1	286日～	500,000円
2	271日～285日	475,000円
3	256日～270日	450,000円
4	241日～255日	425,000円
5	226日～240日	400,000円
6	211日～225日	375,000円
7	196日～210日	350,000円
8	181日～195日	325,000円
9	166日～180日	300,000円
10	151日～165日	275,000円
11	136日～150日	250,000円
12	121日～135日	225,000円
13	106日～120日	200,000円
14	91日～105日	175,000円
15	76日～90日	150,000円
16	61日～75日	125,000円
17	46日～60日	100,000円
18	31日～45日	75,000円
19	16日～30日	50,000円
20	6日～15日	30,000円
21	1日～5日	20,000円

交通事故にあったら、必ず警察署に事故の届出をしましょう!!
その際は、“人身事故扱い”の手続きをしてください。

市町村お問合せ先一覧

市町村名	交通災害共済担当課	問合せ先
木更津市	地域共生推進課 くらし安心係	0438 (23) 7492
茂原市	生活課 生活安全係	0475 (20) 1505
成田市	交通防犯課 交通対策係	0476 (20) 1527
東金市	消防防災課 消防安全係	0475 (50) 1119
旭市	市民生活課 市民生活支援班	0479 (62) 5396
勝浦市	消防防災課 消防防災係	0470 (73) 6640
流山市	道路管理課 交通安全対策係	04 (7150) 6093
我孫子市	交通政策課 交通政策係	04 (7185) 1369
鴨川市	危機管理課 消防生活安全係	04 (7093) 7833
鎌ケ谷市	道路河川管理課 交通安全・道路河川維持係	047 (445) 1457
君津市	市民生活課 交通防犯係	0439 (56) 1225
富津市	市民課 市民活動推進係	0439 (80) 1252
四街道市	くらし安全交通課 くらし安全係	043 (421) 6107
袖ケ浦市	防災安全課 交通防犯班	0438 (62) 3106
八街市	道路河川課 道路交通係	043 (443) 1420
印西市	市民活動推進課 市民安全係	0476 (33) 7222
白井市	市民活動支援課 市民安全班	047 (401) 4081
富里市	市民活動推進課 市民安全班	0476 (93) 1117
南房総市	市民課 市民協働グループ	0470 (33) 1005
匝瑳市	環境生活課 市民協働班	0479 (73) 0088
香取市	環境安全課 生活安全班	0478 (50) 1248
山武市	自治振興課 自治安全係	0475 (80) 1271
いすみ市	市民課 住民相談班	0470 (62) 5160
大網白里市	安全対策課 消防安全班	0475 (70) 0387
酒々井町	くらし安全協働課 危機管理室	043 (496) 1164
栄町	くらし安全課 安全協働推進班	0476 (33) 7710
神崎町	総務課 庶務係	0478 (72) 2111
多古町	総務課 交通防災係	0479 (76) 2611
東庄町	総務課 庶務係	0478 (86) 6082
九十九里町	総務課 生活安全係	0475 (70) 3107
芝山町	総務課 自治振興係	0479 (77) 3903
横芝光町	環境防災課 防災班	0479 (84) 1216
一宮町	総務課 行政係	0475 (42) 2112
睦沢町	総務課 庶務秘書班	0475 (44) 2500
長生村	総務課 庶務係	0475 (32) 2111
白子町	総務課 庶務係	0475 (33) 2110
長柄町	総務課 庶務秘書係	0475 (35) 2111
長南町	総務課 自治振興係	0475 (46) 2112
大多喜町	総務課 消防防災係	0470 (82) 2111
御宿町	総務課 防災総合対策班	0470 (68) 2511
鋸南町	総務企画課 総務管理室	0470 (55) 4801

千葉県市町村総合事務組合ホームページ | https://www.ctv-chiba.or.jp/

回覧

家族そろって『交通災害共済』へご加入を！

8月は一斉加入月間です。
ご家族そろって交通災害共済へのご加入をお勧めします。
＊詳細については、別紙パンフレットをご覧ください。

共済期間：令和８年９月１日（火）～令和９年８月３１日（火）１年間

○加入できる方
① 袖ケ浦市の住民基本台帳に記載されている方
② ①の住民に扶養されている学生等

※ご注意
５月に学校等で集団会員として申込みされたお子さんは申込みできません。
ご不明な場合は、市役所までお問合せください。

年会費
７００円

見舞金
２万円～
１５０万円(最高)

申込期間：令和８年８月３日（月）～令和８年８月２８日（金）
※土・日・祝日を除く、
平日のみの受付となります。
申込み先：市役所北庁舎３階　防災安全課
長浦交流センター
平川交流センター
受付時間：平日　午前９時～午後４時３０分

○不明な点がございましたら、下記問い合わせ先までお願いいたします。

【問い合わせ先】
市役所防災安全課
電話　０４３８-６２-３１０６

子育て世代の学びを

「保育」でバックアップ！

受講生大募集！

保育ボランティア養成講座

保育ボランティアとは！？

子どもが幼くても学びたい、
幼いからこそ学びたいと願っている
保護者の皆様を、
保育の形で支えるグループです。

また、核家族化・少子化傾向の中で、
薄れた兄弟・異年齢間の交流を
幼児に体験させることにより、
仲間と遊ぶ楽しさと
家庭と違った成長の場を
提供することを目的に活動しています。

養成講座で保育のノウハウについて学び、
ボランティアの一員として活動しませんか。

日　時：令和8年8月19日（水）
　　9：00～12：00
場　所：袖ケ浦市民会館 2階研修室他
対　象：保育ボランティアに
　　興味がある方20名
（子育て経験や資格の有無、
　　性別は問いません）
参加費：無料
持ち物：筆記用具、動きやすい服装
〆　切：令和8年8月12日（水）

※講座受講中にお子さんの保育を希望される方は、
申込時にお知らせください。
保育の対象は2歳から就学前のお子さんで、1人200円が必要です。

申し込みは電話
または二次元コードから↓

袖ケ浦市教育委員会
生涯学習課
TEL：0438-62-3743

ねがたっ子わくわく教室
（根形小学校放課後子供教室）
スタッフ大募集！

ねがたっ子わくわく教室とは、根形小学校の放課後に児童たちと１時間程一緒に遊びながら、子どもたちを見守り、子どもたちが「安心」「安全」に過ごすことができる居場所を作る活動です！

- 子どもと遊ぶことが好きな方
- 話すことが好きな方
- 地域の活動に参加してみたい方

１つでも当てはまればどなたでも大歓迎！
ご興味のある方は、お気軽にお問い合わせください♪

活動の詳細については
市ホームページを
ご覧ください♪

【活動内容】
子どもたちの見守り
活動の準備・片付け
活動日の計画・調整など

【活動場所】
根形小学校の校庭・体育館

【その他】
報償費あり

袖ケ浦市教育委員会
生涯学習課
〒299-0292
袖ケ浦市坂戸市場1-1
☎0438-62-3743
✉sode30@city.sodegaura.chiba.jp

スタッフ申込は
こちら

※今年度の活動計画等については、裏面をご覧ください。

開催日時

	開催日	時間		開催日	時間
第１回	６月１９日（金）	１３：００～	第６回	１１月　５日（木）	１３：００～
第２回	７月　７日（火）	１３：３０～	第７回	１２月　８日（火）	１３：３０～
第３回	８月２３日（日）	午前中（予定）	第８回	１月２９日（金）	１３：００～
第４回	９月　１日（火）	１３：３０～	第９回	２月１９日（金）	１４：００～
第５回	９月１８日（金）	１３：００～	第１０回	３月　２日（火）	１３：３０～

※学校が終わったら荷物を持って校庭に集合します。

場所

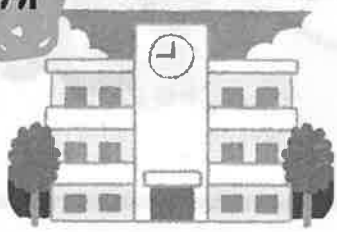

根形小学校
校庭・体育館
※第３回の夏休み特別教室は根形交流センター

内容

自由遊びなど

ソフトサッカー、バドミントン、友遊ボールなどの遊び道具も用意しています！
その他楽しいイベントもたくさん開催します！

その他

○参加費無料
○学童に加入している子どもたちは、学童の先生と一緒に参加できます。（申し込み不要）
○活動中の事故に備えて「全国市長会市民総合賠償補償保険」に加入します。

（参考）保護者の皆様へ（※小学校への配布チラシに掲載したものの転用）

本事業については、地域の方々にご協力をいただいて実施しております。
お迎えを少し早くするなど、保護者の皆様も一緒に子どもたちの様子を見守っていただけますと幸いです！
どうぞよろしくお願いいたします。

注意事項

★ 保護者の方がお迎えに来る場合は、終了時刻までにお越しください。
★ 悪天候の場合、こどもたちの活動を中止する場合があります。
活動を中止する場合は、メールを通じて連絡いたします
★ こどもが希望する場合は途中で帰宅させる場合があります。あらかじめご了承ください。
★ 当日参加するかどうか、前もってご家庭内にてご確認をお願いします。
★ 根形小学校放課後こども教室に参加するには申込が必要です。途中から参加する場合は、開催日２日前までにお申込みください。
★ 申込が確認できない場合、参加できません。
★ 欠席された場合でも、保護者への確認の連絡はしません。
★ 決められた活動場所で活動します。自分の教室に出入りすることはできません。
★ おやつ、おもちゃ、ゲーム機の持ち込みは禁止です。

急病事故

◆ 活動中の小さなケガはスタッフが手当てをします。
◆ 急病や大きなケガの場合は、保護者に連絡をしますので、お迎えをお願いします。
◆ 緊急を要する場合は、保護者に確認のうえ、直接病院に行く場合もあります。
◆ 活動中のケガ等については「全国市長会市民総合賠償補償保険」の範囲で補償します。
原則、**他人にケガをさせてしまった場合や、施設・他者の物を壊してしまった場合の賠償責任保険はありません**ので、補償内容に不足があると判断される場合は、必要に応じて各ご家庭で保険加入してください。

ちば 交通安全

思いやり交通千葉

県内の交通事故	
発生件数	3,855件（+180件）
死者数	40人（−4人）
負傷者数	4,594人（−166人）
死者全国ワースト5位 令和8年4月末時点（前年比）	

4月末現在の確定値です。最新の件数については、千葉県警ホームページにて公表しています。

第197号　発行：千葉県環境生活部くらし安全推進課　電話 043(223)2263　FAX 043(221)2969

ヘルメット
命のお守り
忘れずに

千葉県マスコットキャラクター
チーバくん

夏の交通安全運動！

令和8年7月10日(金)~19日(日)

千葉県・千葉県警察・千葉県交通安全対策推進委員会

令和8年　夏の交通安全運動が始まります

実施期間　令和8年7月10日(金)から7月19日(日)までの10日間

スローガン　ヘルメット　命のお守り　忘れずに

運動の重点目標

1. 自転車のヘルメット着用促進と交通ルールの理解・遵守の徹底
2. 飲酒運転の根絶　～飲酒運転ゼロを目指して～
3. 歩行者の安全確保と安全運転の励行

自転車乗車時はヘルメットの着用を

改正道路交通法の施行により、すべての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となっています。

県内で発生した自転車乗車中の交通事故死者のうち約6割が頭部に損傷を負っています。ヘルメットを着用することで頭部への被害を軽減することができます。自分の命を守るため、自転車に乗車する際はヘルメットを着用しましょう。

お住まいの市町村によって、自転車用ヘルメットの購入補助が受けられる場合があります。

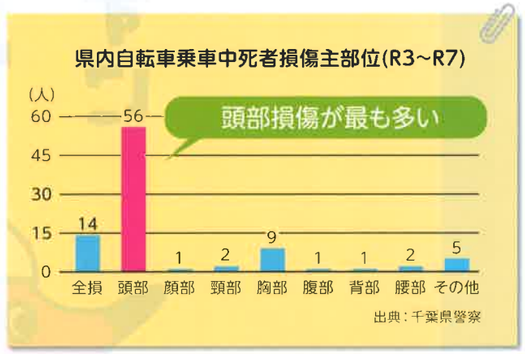

自転車の交通反則通告制度(青切符)が始まりました

4月1日より、16歳以上の自転車運転者の交通違反に対する交通反則通告制度が始まりました。

※警察官が取締り現場で反則金(現金)を受け取ることはありません!

自転車の反則行為(青切符)(一例)

重大な違反行為(刑事手続)(一例)

警察庁
自転車ポータルサイト

自転車の交通ルール
(千葉県警察HP)

ちばサイクルール

- 自転車に乗る前のルール：①自転車保険に入ろう　②点検整備をしよう　③反射器材を付けよう　④ヘルメットをかぶろう　⑤飲酒運転はやめよう
- 自転車に乗るときのルール：①車道の左側を走ろう　②歩いている人を優先しよう　③ながら運転はやめよう　④交差点では安全確認しよう　⑤夕方からライトをつけよう

飲酒運転は絶対しない・させない・許さない!

飲酒したら絶対に車両等を運転してはいけません!

飲酒運転は、人の命を奪う事故につながる危険で悪質な犯罪です。
「少しの距離だから」「いつもと同じ道だから」と安易な考えは捨て、やむを得ず飲酒する場合は、ハンドルキーパーを決める、運転代行を利用する、など飲酒運転をしない手段を取りましょう。

千葉県では、積極的に街頭啓発や飲食店などを通じて、県民に飲酒運転根絶を訴えています。

千葉県飲酒運転根絶計画

「千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例」に基づき、県、県警、市町村及び関係団体により構成される千葉県飲酒運転根絶協議会において、令和6年度から令和10年度を計画期間とする「千葉県飲酒運転根絶計画」を策定しました。

基本方針　～飲酒運転ゼロを目指して～

「飲酒運転を絶対に根絶する」という強い意志を持ち、また、相互に連携して「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」という県民意識の定着を図るため、飲酒運転の根絶に関する教育や知識の普及、啓発活動等を推進します。

飲酒運転根絶宣言事業所・店を募集しています!

千葉県では、飲酒運転の根絶を宣言した事業所と飲食店の登録を行っています。
飲酒運転の根絶のためには、周りの方からの声掛けも重要です。
飲酒運転ゼロを目指し、登録してみませんか?

登録後、県が以下のことを行います

詳しくは千葉県HPをご確認ください

- 登録証の交付
- 啓発物資の配布
- 事業所名又は飲食店名及び所在地(市町村名のみ)を千葉県のホームページに掲載(ただし、同意が得られた場合に限る)

歩行者も車も安全第一

横断歩道に近付いたときは、手前で停止できるような速度で進まなくてはいけません。
歩行者が横断している(横断しようとしている)ときは、一時停止をして歩行者に道を譲らなければなりません。

横断歩道が近くにあるときは、横断歩道を渡らなければなりません。
手を上げる・車の運転者と目を合わせるなどの「渡るアピール」と「安全確認」をしましょう。

ゼブラ・ストップで事故ストップ!

- セ　前方(ぜんぽう)　前をよく見て安全運転!
- ブ　ブレーキ　横断歩道手前ではブレーキ操作で安全確認!
- ラ　ライト　横断歩道でもライト!　前照灯・ライトアップ・右(ライト)からの歩行者に注意

9月1日から生活道路(※)における自動車の法定速度が60km/h→30km/hに引き下げられます!

※ 地域住民の日常生活に利用されるような、中央線等がない道路
・ 中央線や中央分離帯・車両通行帯が設けられている一般道路、高速道路、道路標識等により最高速度が指定されている生活道路は引き下げの対象外です。

「第12次千葉県交通安全計画」が策定されました

交通安全対策基本法第25条の規定により、国の作成する「交通安全基本計画」に基づき、県・国の機関・市町村等により構成する「千葉県交通安全対策会議」が作成する法定計画で、陸上交通における県の交通安全施策の大綱となるものです。

○ 期　間　令和8年度から令和12年度までの5年間
○ 構　成　「道路交通の安全」「鉄道交通の安全」「踏切道における交通の安全」

目　標　**24時間死者数を年間110人以下、重傷者数を年間1,300人以下**
重点項目　**①悪質・危険な運転者対策の強化　②高齢者の交通安全対策の強化　③自転車の安全利用対策の強化**

多言語交通安全啓発チラシ (Multilingual Road Safety Flyers)

本県を訪問する外国人観光客・外国人居住者向けに日本の交通ルール・マナーを多言語で紹介しているチラシです。
下記の10言語版があります。

- English Version（英語版）
- 中文繁體版（中国語(繁体字)版）
- 简体中文版（中国語(簡体字)版）
- 한국어판（韓国語版）
- Deutsche Version（ドイツ語版）
- Versiónen Español（スペイン語版）
- Versãoem Português（ポルトガル語版）
- Bảntiếng Việt（ベトナム語版）
- ภาษาไทย（タイ語版）
- Tagalog version（タガログ語版）

高齢者交通安全いきいきキャンペーン2026

○ 参 加 資 格　千葉県内に住んでいる又は千葉県内で働いている65歳以上の方
（令和8年12月31日までに65歳になる方を含む。）
○ 参　加　費　無料　※警察職員から交通安全の話を聞く必要があります。
○ 参加申込期間　令和8年4月1日(水)～令和8年8月31日(月)
○ 無事故認定期間　令和8年9月1日(火)～令和8年12月31日(木)
○ 申 込 場 所　県内の警察署交通課窓口(受付時間：平日午前9時～午後4時)・交番等
○ 交 通 安 全 賞　無事故認定期間中に交通事故の当事者とならなかった方に抽選で「3,000円分の商品券」を贈呈します。
※当選結果は、当選者のみに通知させていただきます。

交通事故相談所、交通安全推進員派遣制度、交通安全ライブラリーのご案内

◎ 交通事故の相談

千葉県交通事故相談所　検索

交通事故の当事者となり、お困りの方はご相談ください。
臨床心理士による心のケアも行っています。県内各市町村の巡回相談も行っていますので、日程等はお問い合わせください。
なお、くらし安全推進課ホームページでも巡回相談日程や交通事故Q&Aをご案内しています。

問い合わせ先
○本所 … 県庁本庁舎2階　TEL 043−223−2264
○東葛飾支所 … 東葛飾合同庁舎4階　TEL 047−368−8000
○安房支所 …安房合同庁舎1階　TEL 0470−22−7132

◎ 千葉県交通安全教育推進員の派遣

学校、町内会、職員研修などで交通安全教室を開く際にご活用ください。対象者に合わせて経験豊富な推進員を派遣いたします。(講師料は無料ですが、講師の交通費等の実費分は負担願います。)

◎ 交通安全DVDの貸出

千葉県交通安全ライブラリー　検索

交通安全教育に役立てていただくために、交通安全DVDの貸出を行っています。
DVD一覧は、くらし安全推進課ホームページをご覧ください。

問い合わせ先　**千葉県環境生活部　くらし安全推進課　交通安全対策室　TEL 043−223−2263**

回　覧

袖防第７０８号
令和８年７月８日

各　位

袖ケ浦市長　粕谷　智浩
（公印省略）

全国瞬時警報システム（Ｊアラート）全国一斉情報伝達試験の
実施について（お知らせ）

小暑の候、皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。また日頃より、市政全般にわたりご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、国では地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、下記のとおり情報伝達試験を行います。この試験は、全国瞬時警報システム（Ｊアラート）を用いた試験で、本市以外の地域でも様々な手段を用いて情報伝達試験が行われます。

つきましては、下記の情報伝達試験日に**市内の防災行政無線スピーカーから試験放送が流れますので**、ご周知を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

記

１　実施日時　　令和８年８月２６日（水）　午前１１時
　　令和８年９月　９日（水）　（予備日）

２　訓練の流れについて
　１０時５０分に防災行政無線、生活安全メールにて、Ｊアラート試験放送についての事前お知らせを放送します。

　１１時００分　**防災行政無線からＪアラートの試験放送が流れます**。

（詳細につきましては【裏面】をご参照ください）

問合せ先
袖ケ浦市役所　総務部　防災安全課危機管理班
電話０４３８－６２－２１１９

防災行政無線などを用いた情報伝達試験の実施

地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、次のとおり情報伝達試験を行います。この試験は、全国瞬時警報システム（Jアラート）(※)を用いた試験で、袖ケ浦市以外の地域でも様々な手段を用いて情報伝達試験が行われます。

（1）試験実施日時

令和8年8月26日(水) 午前11時00分ころ

予定された日程で実施できなかった場合は、9月9日（水）となります。

（2）試験内容

情報伝達手段	放送内容
防災行政無線 及び戸別受信機	市内に設置してある防災行政無線から、一斉に、次のように放送されます。 【放送内容】 上りチャイム音 ＋「これは、Jアラートのテストです。」×3回 ＋「こちらは、ぼうさいそでがうらです。」 ＋ 下りチャイム音

（※） Ｊアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

【お問い合わせ】
袖ケ浦市総務部防災安全課危機管理班
電話 ０４３８-６２-２１１９